

令和4年1月24日（月）
午後2時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第 1 号 職員の復職について

議決事項

議案第 1 号 令和 4 年度における自主登校園制度への協力依頼について

議案第 2 号 寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 3 号 寝屋川市立図書館の臨時休館について

議案第 4 号 (仮称) こども専用図書館及び市民ギャラリーの基本方針について

署名人

高須教育長

真野委員

1月教育委員会一般事務報告

(12月28日～1月24日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	7	金	市議会臨時会	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会（全体会）	質疑、討論、採決	市議会議場
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	土	市制施行70周年記念式典	式典	市民会館
			市民体育大会（卓球の部）	大会	市民体育館
	10	月	第68回寝屋川市成人式	式典	市民会館
	12	水	寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会	会議	中央図書館
	14	金	大阪府都市教育長協議会	役員会・定例会	ホテルアウィーナ大阪
	15	土	オーサービジット講演会	講演会	地域交流センター（アルカスホール）
	19	水	令和3年度第5回社会教育委員会会議	（仮称）こども専用図書館の運営方法等について、令和4年度社会教育施策に関する提案について、その他	議会棟4階 第1委員会室
1	24	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

1月・2月教育委員会行事計画書

(1月25日～2月28日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	27	木	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
2	3	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	4	金	大阪府都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	6	日	第71回大阪府市町村対抗駅伝大会	大会	服部緑地（豊中市）
	10	木	北河内地区教育委員会委員研修会	研修会	交野市
	12	土	ねやがわ子どもフォーラム2022	講演会	市民会館
	20	日	市民体育大会 パウンドテニスの部	大会	市民体育館
	21	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	24	木	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
	25	金	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
			文教生活常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	28	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場

報告第 1 号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 4 年 1 月 24 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和4年1月13日

寝屋川市教育委員会

議案第 1 号

令和 4 年度における自主登校園制度への協力依頼について

令和 4 年度における自主登校園制度への協力依頼について承諾するため、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 24 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

台風等の災害や事件、事故の発生時に、働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため。

危 監 第 2132 号

令和4年1月19日

学校教育部部长 様

危機管理部長

令和4年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和3年度におきまして、幸いにも台風等による休校により、自主登校園を実施することはございませんでしたが、事業の実施に向け、使用教室の確保や応援職員の選出を始め、市職員による実地での調整などに御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和4年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、平田

内線 本 2509 他 12509

危 監 第 2131 号

令和 4 年 1 月 19 日

教育監 様

危機管理部長

令和 4 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和 3 年度におきまして、幸いにも台風等による休校により、自主登校園を実施することはございませんでしたが、事業の実施に向け、使用教室の確保や応援職員の選出を始め、市職員による実地での調整などに御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和 4 年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、平田

内線 本 2509 他 12509

危 監 第 2133 号

令和 4 年 1 月 19 日

社会教育部長 様

危機管理部長

令和 4 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和 3 年度におきまして、幸いにも台風等による休校により、自主登校園を実施することはございませんでしたが、事業の実施に向け、使用教室の確保や応援職員の選出を始め、市職員による実地での調整などに御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和 4 年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、平田

内線 本 2509 他 12509

議案第 2 号

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 24 日 提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立市民体育館条例の一部改正に伴い、本規則の条文の改正の必要が生じたため。

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立市民体育館条例施行規則（平成 19 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）に規定する寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を削る。

第 2 条から第 4 条の 6 までを削り、第 5 条を第 2 条とし、第 6 条を第 3 条とする。

第 7 条中「第 5 条第 4 項」を「第 2 条第 4 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条第 2 項中「第 5 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 7 条」を「第 4 条」に改め、同項第 1 号中「第 5 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 7 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 10 条から第 12 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 13 条第 1 項第 2 号中「第 11 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条第 1 項第 2 号中「第 10 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 11 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 11 条とし、第 15 条から第 20 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

別表中「第 17 条」を「第 14 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市立市民体育館条例施行規則

No. 1

改正案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行 について必要な事項を定めるものとする。 (削る)	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る<u>指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）に規定する寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 <u>選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。</u> <u>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u> (1) <u>公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者</u> (2) <u>経営に関する知識を有する者</u> (3) <u>学識経験を有する者</u> (4) <u>社会教育委員</u> (5) <u>社会教育部における部長</u>

改 正 案	現 行
(削る)	<u>(任期)</u> <u>第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立市民体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が指定された日までとする。</u> <u>2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。</u> <u>(委員長及び副委員長)</u>
(削る)	<u>第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。</u> <u>2 委員長は、委員の互選により定める。</u> <u>3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。</u> <u>4 副委員長は、委員長が指名する。</u> <u>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u>
(削る)	<u>第4条の2 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</u> <u>2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> <u>3 選定委員会の会議は、非公開とする。</u> <u>4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。</u>

改 正 案	現 行
(削る)	<u>(資料等の提出等の要求)</u> <u>第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u>
(削る)	<u>(報告)</u> <u>第4条の4 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。</u>
(削る)	<u>(結果の公表)</u> <u>第4条の5 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。</u>
(削る)	<u>(委任)</u> <u>第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。</u>
<u>第2条・第3条 (略)</u> <u>(利用許可を受けたことの確認)</u> <u>第4条 第2条第4項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の15日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又は公共施設利用システムによって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。</u>	<u>第5条・第6条 (略)</u> <u>(利用許可を受けたことの確認)</u> <u>第7条 第5条第4項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の15日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又は公共施設利用システムによって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。</u>

改 正 案	現 行
(利用許可書の交付等) <u>第5条</u> (略) 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>第2条第2項</u>に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請（以下「公共施設利用システムによる申請」という。）をした者に利用許可をしたときは、公共施設利用システムによってその旨を当該申請をした者に通知しなければならない。 3 (略) (利用許可を受けた者の手続) <u>第6条</u> 利用許可を受けた者（団体利用をする者に限る。）は、<u>第4条</u>の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。 (1) <u>第2条第1項</u>に規定する方法による利用許可の申請（以下「書面による申請」という。）をした者 体育館の事務所において、利用許可書の交付を受けること。 (2) (略) 2 利用許可を受けた者（団体利用をする者に限る。）が、<u>第4条</u>の指定管理者が定める日時までに前項に規定する手続を執らないときは、当該利用許可の申請を取り下げたものとみなす。 <u>第7条～第9条</u> (略)	(利用許可書の交付等) <u>第8条</u> (略) 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>第5条第2項</u>に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請（以下「公共施設利用システムによる申請」という。）をした者に利用許可をしたときは、公共施設利用システムによってその旨を当該申請をした者に通知しなければならない。 3 (略) (利用許可を受けた者の手続) <u>第9条</u> 利用許可を受けた者（団体利用をする者に限る。）は、<u>第7条</u>の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。 (1) <u>第5条第1項</u>に規定する方法による利用許可の申請（以下「書面による申請」という。）をした者 体育館の事務所において、利用許可書の交付を受けること。 (2) (略) 2 利用許可を受けた者（団体利用をする者に限る。）が、<u>第7条</u>の指定管理者が定める日時までに前項に規定する手続を執らないときは、当該利用許可の申請を取り下げたものとみなす。 <u>第10条～第12条</u> (略)

改 正 案	現 行
(利用料金の免除) <u>第 10 条</u> (略) (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 8 条</u>の規定による申出をして、利用許可の取消しを受けたとき。 2 (略) (利用料金の還付) <u>第 11 条</u> (略) (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 7 条第 1 項</u>の規定による申請又は<u>第 8 条</u>の規定による申出をして、利用許可の変更の許可又は取消しを受けたとき。 2 (略) <u>第 12 条～第 17 条</u> (略) 別表 (<u>第 14 条</u>関係) (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	(利用料金の免除) <u>第 13 条</u> (略) (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 11 条</u>の規定による申出をして、利用許可の取消しを受けたとき。 2 (略) (利用料金の還付) <u>第 14 条</u> (略) (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 10 条第 1 項</u>の規定による申請又は<u>第 11 条</u>の規定による申出をして、利用許可の変更の許可又は取消しを受けたとき。 2 (略) <u>第 15 条～第 20 条</u> (略) 別表 (<u>第 17 条</u>関係) (略)

議案第 3 号

寝屋川市立図書館の臨時休館について

寝屋川市立図書館規則第 3 条及び寝屋川市立駅前図書館条例施行規則第 4 条に基づく、蔵書点検をする特別整理期間を別紙のとおりとするため、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 24 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

館内のすべての蔵書を点検するため。

1 特別整理期間の日程

図書館	休館期間
中央図書館	令和4年3月1日（火）～3月4日（金）
東図書館	令和4年2月21日（月）～2月22日（火）
駅前図書館	令和4年3月17日（木）～3月18日（金） （※令和4年3月17日（木）は休館日）

※特別整理期間は臨時休業とします。

2 特別整理期間中の業務内容

- ・蔵書点検（館内のすべての蔵書の在庫を点検し、蔵書の現状、配架誤りなどを確認する）

議案第4号

(仮称) こども専用図書館及び市民ギャラリーの基本方針について

(仮称) こども専用図書館及び市民ギャラリーの基本方針を定めるため、教育委員会の議決を求める。

令和4年1月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

(仮称) こども専用図書館の整備にあたり、(仮称) こども専用図書館及び市民ギャラリーの基本方針を定める必要があるため。

(仮称) こども専用図書館及び市民ギャラリーに係る基本方針について

1 (仮称) こども専用図書館について

1 目的及び設置

子どもの読書活動を推進するとともに、併せて子育ての支援の充実を図ることを目的として、(仮称) こども専用図書館を設置する。

2 事業

- (1) (仮称) こども専用図書館は、寝屋川市立中央図書館の分館として、図書館法に基づく図書館奉仕に係る事業を行うほか、3の区画又は施設を活用して、子育ての支援に関する事業を行う。
- (2) 子育ての支援に関する事業について必要な事項は、市長が定める。

3 区画及び施設

(仮称) こども専用図書館に1の目的を達成するために必要な区画又は施設を設ける。

4 指定管理者による管理

- (1) (仮称) こども専用図書館の管理に関する業務(子育てについての相談に係る業務を除く。)は、指定管理者に行わせる。
- (2) 指定管理者の公募を行う。

〔(仮称) こども専用図書館指定管理者選定委員会(市長及び教育委員会の附属機関)を設置する。〕

5 委任

(仮称) こども専用図書館条例に定めるもののほか、こども図書館の管理(子育ての支援に関する事業に係る事項を除く。)に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 市民ギャラリーについて

1 方針

市民ギャラリーは、(仮称)こども専用図書館の整備に伴い、令和4年6月30日をもって、現施設を閉鎖（条例上は廃止）する。

※今後は、アドバンスねやがわ一号館5階に整備予定

2 閉鎖期間中

市民ギャラリーの閉鎖期間中は、アルカスホール1階のギャラリーやエスポール2階の第2会議室を当該事業の場として周知する。

3 スケジュール（案）について

令和4年3月 3月市議会定例会に工事費を提案

令和4年6月 6月市議会定例会に条例（案）を提案

令和4年6月末 市民ギャラリー閉鎖

令和4年12月 12月市議会定例会に指定管理者の指定を提案

令和5年5月 (仮称)こども専用図書館オープン